

京都大学における放射線障害の防止に関する規程新旧対照表

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、京都大学における放射性同位元素、放射線発生装置及びエックス線装置（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱いに係る放射線障害を防止し、もって学内外の安全を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「放射性同位元素」とは、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「法」という。）第2条第2項に定める放射性同位元素をいう。</p> <p>2 この規程において「放射線発生装置」とは、法第2条第4項に定める放射線発生装置をいう。</p> <p>3 この規程において「エックス線等装置」とは、1メガ電子ボルト未満のエックス線（電子線を含む。以下この条において同じ。）を発生する装置で、<u>定格管電圧が10キロボルト以上のエックス線装置又は付随的にこれと同等のエックス線を発生する装置及び電子顕微鏡（定格管電圧が100キロボルト未満のものを除く。）をいう。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(施設等の新設改廃)</p> <p>第9条 放射性同位元素若しくは放射線発生装置を使用し、若しくは設置する施設（以下「使用施設」という。）、放射性同位元素を貯蔵する施設（以下「貯蔵施設」という。）若しくは放射性同位元素及び<u>放射性同位元素によって汚染された物</u>を廃棄する施設（以下「廃棄施設」という。）を新設し、又は改廃しようとするときは、部局の長は、あらかじめ、機構に届出をし、その了承を得なければならない。</p> <p>2 使用施設、貯蔵施設若しくは廃棄施設（以下「施設等」という。）の新設若しくは改廃が完成し、又は完了したときは、部局の長は、その旨を機構に報告しなければならない。</p> <p>3 エックス線等装置を新設又は改廃したときは、部局の長は、所定の様式により機構に報告しなければならない。</p> <p>4 法施行規則第1条に定める管理区域（以下「管理区域」という。）の設定及び改廃については、第1項の規定を準用する。</p> <p>5 施設等及びエックス線等装置の新設又は改廃に際して、部局の長は、法令に定める基準に基づき、標識を付し、又は改めなければならない。</p> <p>6 管理区域内の見やすい場所に、放射線測定器の装着に関する注意事項、放射性同位元素等の取扱</p> | <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、京都大学における放射性同位元素、<u>放射性同位元素又は放射線発生装置から発生した放射線によって汚染された物</u>（第9条第1項において「放射性汚染物」という。）、放射線発生装置及びエックス線装置（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱いに係る放射線障害を防止し、もって学内外の安全を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条</p> <p>2</p> <p>3 この規程において「エックス線等装置」とは、1メガ電子ボルト未満のエックス線（電子線を含む。以下この条において同じ。）を発生する装置で、<u>定格電圧が10キロボルト以上のエックス線装置又は付随的にこれと同等のエックス線を発生する装置及び電子顕微鏡（定格電圧が100キロボルト未満のものを除く。）をいう。</u></p> <p>(施設等の新設改廃)</p> <p>第9条 放射性同位元素若しくは放射線発生装置を使用し、若しくは設置する施設（以下「使用施設」という。）、放射性同位元素を貯蔵する施設（以下「貯蔵施設」という。）若しくは放射性同位元素及び<u>放射性汚染物</u>を廃棄する施設（以下「廃棄施設」という。）を新設し、又は改廃しようとするときは、部局の長は、あらかじめ、機構に届出をし、その了承を得なければならない。</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6 管理区域内の見やすい場所に、放射線測定器の装着に関する注意事項、放射性同位元素等の取扱</p> |

(同左)

(同左)

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>上の注意事項、事故が発生した場合の緊急措置その他放射線障害の防止等に必要な事項及びマッピングの結果を掲示しなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>(事故・危険時の措置)</p> <p>第17条 放射性同位元素等に関し、次の各号の一に掲げる事態が発生した場合には、発見者は、直ちに、その旨を当該部局の長及び主任者に通報しなければならない。</p> <p>(1) 盗取、所在不明その他の事故が発生した場合</p> <p>(2) 地震、火災その他の災害が起こったことにより放射線障害が発生し、又は発生するおそれのある場合</p> <p>2 部局の長及び主任者は、前項の通報を受けた場合又は自らそれを知った場合には、直ちに、避難警告、隔離、汚染の広がり防止、汚染の除去等の応急措置をとるとともに、法令の定めるところにより、所轄の警察署、消防署等に直ちに通報し、当該部局の長にあつては、これを総長に報告しなければならない。</p> <p>3 総長は、前項の報告を受けた場合、<u>文部科学省</u>及び関係機関への届出等必要な措置をとる。</p> <p>4 } (略)</p> <p>5 } (後略)</p> | <p>上の注意事項、事故が発生した場合の緊急措置その他放射線障害の防止等に必要な事項及び<u>線量率分布</u>を掲示しなければならない。</p> <p>(事故・危険時の措置)</p> <p>第17条</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>2 } (同左)</p> <p>3 総長は、前項の報告を受けた場合、<u>原子力規制委員会</u>及び関係機関への届出等必要な措置をとる。</p> <p>4 } (同左)</p> <p>5 }</p> <p>附則</p> <p>この規程は、平成25年5月14日から施行し、平成25年4月1日から適用する。</p> |